○北海道開発局告示第百九十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月八日

北海道開発局長　本田　幸一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十二号	岩見沢市岡山町二七七番一から美唄市字峰延五六四〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
二百三十四号	北海道夕張郡栗山町字旭台二三番八一から同町角田一三二番三まで	〃
四百五十三号	札幌市南区常盤四条二丁目八〇番四から同市南区常盤四条二丁目八三番九六まで	〃
〃	札幌市南区常盤六条二丁目一〇七番二地内	〃

供用開始の期日　平成二十七年十二月八日

国会事項

参議院

報告書受領

十二月四日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成二十七年度第二・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

また、同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成二十七年度第二・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

人事異動

宮内庁

（式部副長）式部官　篠塚　隆

外務省に出向させる

（外務省大臣官房長補佐）外務事務官　奥山　爾朗

式部官（式部副長）に転任させる

儀式総括を命ずる（以上十二月四日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十二月五日タイ国国王陛下の御誕生日につき、同月四日御祝電を発せられた。

天皇陛下は、十二月六日フィンランド国の独立記念日につき、同月四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第十二条の規定に基づき、内閣情報調査室組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣情報調査室組織規則の一部を改正する規則

内閣情報調査室組織規則（昭和五十一年十二月二十三日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「十人」を「十一人」に改める。

附　則

この規則は、平成二十七年十二月八日から施行する。

特定保安林の指定の解除について

平成27年11月27日付けで次の特定保安林の指定を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の3第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、公表する。

平成27年12月8日

農林水産大臣　森山　裕

（特定保安林の指定の解除）

特定保安林の所在場所　福島県喜多方市（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、いわき市（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

太平洋広域漁業調整委員会指示第二十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、愛知県及び三重県の海面におけるいかなご漁業について、次のとおり指示する。

平成二十七年十一月十六日

太平洋広域漁業調整委員会会長　松岡　英二

1　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　「いかなご漁業」　愛知県漁業調整規則（昭和二十六年十一月一日規則第八十五号）第四条第二号に規定する漁業のうちわし・いかなご船びき網漁業及びいかなご船びき網漁業並びに三重県漁業調整規則（昭和四十一年四月十五日規則第二十一号）第七条第二号に規定する漁業のうちいかなご船びき網漁業、いわし・いかなご船びき網漁業、伊勢湾口いわし・いかなご船びき網漁業、親いかなご船びき網漁業及びばっち網漁業

(2)　「いかなご残存資源尾数」　愛知県及び三重県の海面におけるいかなごの当歳魚の尾数

2　操業期間の制限

(1)　太平洋広域漁業調整委員会会長（以下「委員会会長」という。）は、必要に応じて、いかなご残存資源尾数が二十億尾を下回ると認められる日を定める。

(2)　委員会会長は、(1)の日を定めたときは、遅滞なく、当該日から十一月三十日までの間、いかなごの採捕を目的とした操業を禁止する旨、いかなご漁業を営む者に通知する。

(3)　いかなご漁業を営む者は、(2)の通知により、いかなごの採捕を目的とした操業が禁止された期間中は、いかなごの採捕を目的とした操業を行ってはならない。

3　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十八年一月一日から平成二十八年十二月三十一日までとする。

公　告

諸事項

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第2項の規定により公告する。受還付人は、同条第3項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

千葉地方検察庁検察官

平成24年検第107517号覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反被告事件（平成24年領第3270号）　1. 普通乗用自動車1台。2. 自動車検査証等1綴。3. エンジンキー1本

平成27年検第100290号風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反被疑事件（平成27年領第3194号）　1. 現金3,288,000円

平成27年検第101090号常習累犯窃盗被告事件（平成27年領第757号）　1. 外国通貨大韓民国24,000ウォン。2. 指輪6個。3. ペンダントトップ3個。4. ネックレス3個。5. ケース1個。6. ギフト券9枚

大阪地方検察庁検察官

平成27年検第6513号犯罪による収益の移転防止に関する法律違反被告事件（平成27年領第3677号）　1. キャッシュカード6枚。2. 袋1袋。3. パスワードカード2個。4. 現金326,000円。5. 封筒1枚。6. 携帯電話機1台

神戸地方検察庁検察官

平成26年検第4325・4326・4327号住居侵入、窃盗被告事件（平成26年領第1640号）　1. 腕時計5本。2. 商品券43枚。3. 外国紙幣17枚。4. ネックレス15本。5. 手帳1冊。6. 長財布2個。7. ベルト1本。8. 指輪11個。9. ピアス1個。10. ペンダントトップ3個

広島地方検察庁検察官

平成27年検第104304号遺骨等遺棄被疑事件（平成27年領第1162号）　1. 骨若干

青森地方検察庁八戸支部検察官

平成27年検第100441号窃盗被疑事件（平成27年領第140号）　1. ファンデーション104個。2. 日やけ止め用乳液7個。3. 化粧下地15個。4. 日やけ止め用美容液2個。5. アイカラー19個。6. アイブローペンシル12本。7. アイライナーペンシル6本。8. ほお紅1個。9. マスカラ5本。10. アイブロー3個。11. チークカラー11個。12. コンシーラー10個。13. 日やけ止めクリーム6個。14. 美白クリーム7個。15. 保湿クリーム4個。16. 部分用クリーム1個。17. アイライナー3本。18. アイシャドー5個。19. フェイスパウダー10個。20. 美容エイジングケアクリーム1個。21. おしろい1個。22. 口紅2本。23. アイカラー用ケース1個。24. ハンドクリーム2個。25. スキンケアクリーム3個。26. リップクリーム8個。27. リップカラー1本。28. ボディースプレー1本。29. シャンプー1個。30. トリートメント1個。31. フェイス用マッサージクリーム1個。32. 洗顔フォーム1個